

## 「東京はしっこ♡チョコっと東久留米」ソーシャル・ネットワーキング・サービスコミュニティガイドライン

東久留米市地域産業推進協議会（以下、協議会）が運営するソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）アカウント「東京はしっこ♡チョコっと東久留米」及び動画チャンネル「はしチョコちゃんねる」（以下「本アカウント等」という。）は、より良いコミュニケーションを実現するため、コミュニティ・ガイドライン（以下、本ガイドライン）を定めています。本ページのご利用にあたっては、本ガイドラインの内容に同意の上ご利用ください。

### 1. 運営者

本アカウント等の運営は協議会が行います。なお、予告なく本ページの運営が終了または削除されることがあります。

### 2. 各社利用規約およびコミュニティガイドラインの順守

すべてのユーザーは各社 SNS 利用規約と本ガイドラインを順守していただくようお願い致します。

### 3. 目的

協議会は、東久留米市内のにぎわい、魅力に関する情報の拡散、コミュニケーションの促進を目指します。

### 4. 発信内容

東久留米市内のにぎわい、魅力、話題を発信します。

### 5. 利用方法

1. 利用者は、閲覧・コメントの投稿を自由に行うことができます。

2. コメントに対しての返信や「いいね」は可能な範囲で行いますが、すべての投稿に対して回答することを保証するものではありません。

3. 行政施策へのご意見・ご要望などについては、本アカウント等では受付していません。東久留米市ホームページのお問合わせフォームをご利用いただくか東久留米市役所の担当課へご連絡願います。

### 6. 免責事項

1. 本アカウント等からの投稿は、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

2. 運営者は、利用者により投稿された内容について一切の責任を負いません。利用者から提供されたコメント、写真・動画ほかリンク情報などの内容に対して、運営者が情報の正確性および完全性を保証するものではありません。

3. 運営者は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって生じた損害に対する一切の責任を負いません。

4. 運営者は、本アカウント等による SNS を利用されたこと、または何らかの理由で

利用できなかったことで利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

## 7. 注意事項

本アカウントの運用にあたって、投稿内容に関係ないコメントや、下記の事項に該当すると判断したコメントは、予告なく全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

1. 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
2. 特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
3. 政治、宗教活動を目的とするもの
4. 著作権、商標権、肖像権など、第三者の知的所有権を侵害するもの
5. 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
6. 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
7. 公の秩序または善良の風俗に反する内容
8. 虚偽や事実と個なる内容及び情報源が正確でない噂や噂を助長させるもの
9. 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを害するもの
10. 有害なプログラム等
11. わいせつな表現などを含む不適切なもの
12. 特定の団体・人物の秘密にかかわる情報及び損害を与える恐れのある情報
13. その他、運営者が本アカウントの目的と照らして不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 8. 著作権

本アカウントが掲載している個々の情報（文書、写真、イラストなど）に関する知的財産権は、運営者または原作者に帰属します。本アカウントの掲載記事に対する「いいね」、「シェア」機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

## 9. 情報の取扱いについて

1. 以下の場合につき、協議会は本アカウント SNS における投稿、その他利用者が本アカウントによる SNS の利用に際して行ったすべての行為に関して、当該行為の記録および当該行為を行った利用者に関する全ての情報を保存・開示・提供することができるものとします。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

・第三者の権利を侵害している行為に対するクレームに対応するために必要と協議会が判断した場合

2. その他本アカウントの運営上必要であると協議会が判断した場合に、協議会がとる投稿の削除等すべての対応について、利用者は協議会に異議を唱えないものとする。

#### 10. 規約の変更

協議会は予告なく本ガイドラインの変更や、運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

#### 11. 準用法・裁判管轄

本ガイドラインは日本法に準拠します。利用者と協議会との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 12. 問合せ先

当アカウントに関するご意見、ご要望については、協議会事務局（東久留米市産業政策課）へお問い合わせください。

電話 042-470-7743

FAX 042-470-7811

#### 13. 適用

本ガイドラインは、平成29年5月16日から適用する。

本ガイドラインは、平成31年4月25日から適用する。

本ガイドラインは、令和2年6月22日から適用する。